

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成30年2月21日

支出負担行為担当官

国立療養所沖縄愛楽園事務部長 永田勝則

◎ 調達機関番号 017

◎ 所在地番号 47

1 調達内容

(1) 品目分類番号 1

(2) 調達等件名及び数量

平成30年度(4月～翌年3月)分牛乳類

規格及び調達予定数量については、入札説明書を参照。

(3) 納入期間 平成30年4月1日～平成31年3月31日

(4) 納入場所 国立療養所沖縄愛楽園栄養管理室

(5) 入札の方法

落札者の決定は、最低入札落札方式をもって行うので、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 次の事項に該当する者は、競争に参加できない。

(ア) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載した者。

(イ) 経営の状況又は信用度が極度に悪化している者。

(ウ) 過去1年以内に、厚生労働省所管法令違反により行政処分等を受けている者。

(4) 平成28、29、30年度厚生労働省競争参加資格(全省庁統一資格)において、「物品の販売」の「その他」のB、C又はD等級に格付けされ、九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること。

(5) 入札時において厚生労働省から指名停止を受けている期間でないこと。

(6) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあつては、この入札の入札書提出期限の直近2年間(⑤及び⑥については2保険年度)の保険料について滞納がないこと。

①厚生年金保険 ②健康保険(全国健康保険協会が管掌するもの)

③船員保険 ④国民年金 ⑤労働者災害補償保険 ⑥雇用保険

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
〒905-1635 沖縄県名護市字済井出1192番地
国立療養所沖縄愛楽園 給食係長 當間 実
電話番号0980-52-8331 (内線8513)

- (2) 入札説明書等の交付方法
本公告の公示の日から3の(1)の場所にて交付、又は、国立療養所沖縄愛楽園のホームページより取得する事。
- (3) 競争入札参加への必要書類の提出
平成30年3月9日(金) 16時まで
資格審査結果通知書・暴力団等に該当しない旨の誓約書・応札仕様書・質疑書
(質疑がある場合)
入札にて委任される場合は委任状
- (4) 入札書の受領期限
平成30年3月9日(金) 16時00分
- (5) 開札の日時及び場所
平成30年3月14日(水) 14時00分
国立療養所沖縄愛楽園 管理棟2階会議室

4. 入札方式

本案件は紙入札方式で行う。

5. その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除
- (3) 入札者に要求される事項
この一般競争に参加を希望する者は、本公告に示した物品を納入できることを証明する書類を指定する期日までに提出しなければならない。入札者は、支出負担行為担当官から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (4) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札の条件に違反した者の提出した入札書は無効とする。
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 落札者の決定方法 本公告に示した物品を納入できると支出負担行為担当官が判断した入札者であって、予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (7) 手続きにおける交渉の有無 無
- (8) その他 詳細は入札説明書による。

入 札 説 明 書

国立療養所沖縄愛楽園における平成30年度(4月～翌年3月)分の牛乳類の調達に係る入札公告(平成30年2月21日付)に基づく入札については、会計法(昭和22年法律第35号)、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)、契約事務取扱規則(昭和37年大蔵省令第52号)及びこれに基づく政令等に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1. 契約担当官等

支出負担行為担当官

国立療養所沖縄愛楽園事務部長 永田勝則

2. 調達内容

(1) 品名及び予定数量

平成30年度(4月～翌年3月)分牛乳類

規格及び調達予定数量については、別紙1～4の入札書に添付する入札内訳書を参照。

(2) 納入期間：平成30年4月1日～平成31年3月31日

(3) 納入場所：沖縄県名護市字済井出1192

国立療養所沖縄愛楽園栄養管理室

(4) 入札方法：落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8%に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載し提出しなければならない。上記開札の結果、各人の入札価格が予定価格を超過したときは、直ちに再度の入札を行う。

(5) 入札保証金及び契約保証金：免除する。

3. 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令第70条の規程に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中の「特別の理由がある場合」に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 次の事項に該当する者は、競争に参加させない。

(ア) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載した者。

(イ) 経営の状況又は信用度が極度に悪化している者。

(ウ) 過去1年以内に、厚生労働省所管法令違反により行政処分等を受けている者。

- (4) 平成28・29・30年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において、「物品の販売」の「その他」でB、C又はD等級に格付けされ、九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること。

なお、一般競争参加者資格に関する問い合わせ先は、次のとおりである。

〒905-1635

沖縄県名護市字済井出1192

国立療養所沖縄愛楽園栄養管理室 給食係長 當間 実

TEL 0980-52-8331 内線8513

- (5) 入札時において厚生労働省から指名停止を受けている期間でないこと。
(6) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあつては、この入札の入札書提出期限の直近2年間（⑤及び⑥については2保険年度）の保険料について滞納がないこと。

①厚生年金保険 ②健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）

③船員保険 ④国民年金 ⑤労働者災害補償保険 ⑥雇用保険

注 各保険料のうち⑤及び⑥については、当該年度における年度更新手続きを完了すべき日が未到来の場合にあつては前年度及び前々年度、年度更新手続きを完了すべき日以降の場合にあつては当該年度及び前年度の保険料について滞納がない（分納が認められているものについては納付期限が到来しているものに限る。）こと。

4. 入札書の提出場所等

- (1) 入札書は、紙により提出するものとする。
(2) 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

①入札書の受領期限

平成30年3月9日(金)16時00分

（郵送の場合は受領期限の前日までに到着するように送付し、かつ、受領の確認をする必要がある。）

②入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒905-1635 沖縄県名護市字済井出1192

国立療養所沖縄愛楽園栄養管理室 給食係長 當間 実

TEL0980-52-8331 内線8513

③入札書の提出方法

1 競争参加資格者の場合(本店の代表者が直接入札する場合)

(別紙1)の様式にて作成し、直接提出する場合は封筒に入れ封印し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）、宛名(国立療養所沖縄愛楽園支出負担行為担当官と記載)及び「平成30年3月14日開札[平成30年度(4月～翌年3月)分牛乳類]と朱書きしなければならない。本店の代表者が直接入札する場合は委任状

の提出は要しない。

2 競争参加資格者以外の場合(各支店・営業所等)

(ア) 支店長・営業所長が入札する場合(代理人)

入札書は別紙2の様式にて上記③の1に同じとする。委任状については、競争参加資格者からの委任状(別紙5の様式)を提出するものとする。

(イ) 本店の社員が入札する場合(代理人)

入札書は別紙3の様式にて上記③の1に同じとする。委任状については、競争参加者からの委任状(別紙6の様式)を提出するものとする。

(ウ) 支店・営業所等の社員が入札する場合(復代理人)

入札書は別紙4の様式にて上記③の1に同じとする。

委任状については、競争参加者からの支店長・営業所長等への委任状 別紙5の様式及び支店・営業所長等から社員への委任状(別紙7の様式)を提出するものとする。

上記各委任状の提出がない入札書は無効となるので注意すること。

- ④郵便(書留郵便に限る)により提出する場合は、二重封筒とし、表封筒に「平成30年3月14日開札[平成30年度(4月～翌年3月)分牛乳類]の入札書在中」の旨朱書きし、中封筒の封筒皮には直接提出する場合同様に氏名等を記し、上記(2)②宛に入札書の受領期限までに送付しなければならない。

- ⑤この入札に参加を希望する者は、入札書の提出時に支出負担行為担当官が別に指定する暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出しなければならない。

(3) 入札の無効

- ① 本入札説明書に示した競争参加資格のない者、入札条件に違反した者又は入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。
- ② 国の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令(昭和55年政令第300号)第8条第3項の規定に基づき入札書を受領した場合であって、当該資格審査が開札日時までに終了しない時又は資格を有すると認められなかった時は、当該入札書は無効とする。
- ③ 4.(2)⑤の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の入札を無効とするものとする。

(4) 入札の延期等

入札者が相連合し、又は、不穩の挙動をする場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められる時は、当該入札を延期し、又はこれを取り止めることがある。

(5) 代理人による入札

- ① 代理人が入札する場合には、入札書に競争参加者の氏名又は商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記入して押印(外国人の署名を含む。)をしておくとともに、開札日時までに別紙5～7のいずれかの様式による代理委任状を提出しなければならない。

- ② 入札者又はその代理人は、本件調達にかかる入札について他の代理人を兼ねることができない。

5.開札

(1) 開札の日時及び場所

平成30年3月14日(水) 14時00分

国立療養所沖縄愛楽園 管理棟2階会議室

(2) 紙による入札

- ① 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札に関係のない職員を立ち合わせて行う。
- ② 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。
- ③ 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示又は提出しなければならない。
- ④ 入札者又はその代理人は、支出負担行為担当官が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

(3) 再度入札の取扱い

開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。

6. その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札者に要求される事項

この一般競争に参加を希望する者は、3の競争参加資格を有すること証明する書類及び質疑書(質疑無い場合でも任意の用紙に「質疑無し」を提出)・誓約書を平成30年3月9日(金)までに提出しなければならない。さらに、開札日の前日までの間において、支出負担行為担当官から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない

(3) 落札者の決定方法

最低価格落札方式とする。

- ① 上記4(1)に従い書類・資料を添付して入札書を提出した入札者であって、上記3の競争参加資格及び仕様書の要求用件をすべて満たし、当該入札者の入札価格が予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- ② 落札者となるべき者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。また、入札者又はその代理人が直接くじを引くことができないときは、入札執行事務に関係ない職員がこれに代わってくじを引き落札者を決定する。
- ③ 落札が決定したときは、入札者にその氏名(法人の場合にはその名称)及び金額を口頭により通知するものとする。

(4) 契約書の作成

- ① 競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、延滞なく契約書を取り交わすものとする。
- ② 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書に記名押印し、更に支出負担行為担当官が当該契約書の送付を受けてこれに記名押印するものとする。
- ③ 上記の②の場合において支出負担行為担当官が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約相手方に送付するものとする。
- ④ 支出負担行為担当官が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

(5) 支払条件

別紙契約書(案)に定めるとおり、業務の履行が行われた後適法な支払請求書を受理した日から、30日以内に契約金額を支払う。

サンプル

(別紙 1)

入札書（第 回目）

品 名	平成 3 0 年度（4 月～翌年 3 月）分牛乳類 牛乳 1 8 0 m l 他 2 品目別紙内訳書のとおり
予定数量	別紙内訳書のとおり
入札金額	別紙内訳書のとおり

仕様書、入札説明書、及び単価契約書等をすべて熟知のうえ、上記のとおり入札します。

平成 年 月 日

(住所)

(氏名) ○○○○株式会社

代表取締役社長 ○○○○ 印

支出負担行為担当官

国立療養所沖縄愛楽園 事務部長 永田勝則 殿

(別紙1)

入札書(第 回目)

品 名 平成30年度(4月～翌年3月)分牛乳類
牛乳180ml他2品目別紙内訳書のとおり

予定数量 別紙内訳書のとおり

入札金額 別紙内訳書のとおり

仕様書、入札説明書、及び単価契約書等をすべて熟知のうえ、上記のとおり入札します。

平成 年 月 日

(住所)

(氏名)

支出負担行為担当官

国立療養所沖縄愛楽園 事務部長 永田勝則 殿

サンプル

(別紙2)

入札書（第 回目）

品 名 平成30年度（4月～翌年3月）分牛乳類
牛乳180ml他2品目別紙内訳書のとおり

予定数量 別紙内訳書のとおり

入札金額 別紙内訳書のとおり

仕様書、入札説明書、及び契約書等をすべて熟知のうえ、上記のとおり入札します。

平成 年 月 日

(住所)

(氏名) ○○○○株式会社
代表取締役社長 ○○○○

代理人 ○○○○株式会社△△支店
支店長 □ □ □ □ 印

支出負担行為担当官
国立療養所沖縄愛楽園 事務部長 永田勝則 殿

(別紙2)

入札書（第 回目）

品 名 平成30年度（4月～翌年3月）分牛乳類
牛乳180m1他2品目別紙内訳書のとおり

予定数量 別紙内訳書のとおり

入札金額 別紙内訳書のとおり

仕様書、入札説明書、及び契約書等をすべて熟知のうえ、上記のとおり入札します。

平成 年 月 日

（住所）

（氏名）

代理人

支出負担行為担当官

国立療養所沖縄愛楽園 事務部長 永田勝則 殿

サンプル

(別紙3)

入札書（第 回目）

品 名 平成30年度（4月～翌年3月）分牛乳類
牛乳180m1他2品目別紙内訳書のとおり

予定数量 別紙内訳書のとおり

入札金額 別紙内訳書のとおり

仕様書、入札説明書、及び契約書等をすべて熟知のうえ、上記のとおり入札します。

平成 年 月 日

(住所)

(氏名) ◎◎ 株式会社
代表取締役社長 □□ ◎◎

代理人

印

支出負担行為担当官

国立療養所沖縄愛楽園 事務部長 永田勝則 殿

(別紙3)

入札書（第 回 回目）

品 名 平成30年度（4月～翌年3月）分牛乳類
牛乳180ml他2品目別紙内訳書のとおり

予定数量 別紙内訳書のとおり

入札金額 別紙内訳書のとおり

仕様書、入札説明書、及び契約書等をすべて熟知のうえ、上記のとおり入札します。

平成 年 月 日

（住所）

（氏名）

代理人

支出負担行為担当官

国立療養所沖縄愛楽園 事務部長 永田勝則 殿

サンプル

(別紙4)

入札書（第 回目）

品 名 平成30年度（4月～翌年3月）分牛乳類
牛乳180ml他2品目別紙内訳書のとおり

予定数量 別紙内訳書のとおり

入札金額 別紙内訳書のとおり

仕様書、入札説明書、及び契約書案等をすべて熟知のうえ、上記のとおり入札します。

平成 年 月 日

(住所)

(氏名) ○○○○株式会社

代表取締役社長 ○○○○

復代理人

△ △ △ △ 印

支出負担行為担当官

国立療養所沖縄愛楽園 事務部長 永田勝則 殿

(別紙4)

入札書（第 回目）

品 名 平成30年度（4月～翌年3月）分牛乳類
牛乳180m.l 他2品目別紙内訳書のとおり

予定数量 別紙内訳書のとおり

入札金額 別紙内訳書のとおり

仕様書、入札説明書、及び契約書案等をすべて熟知のうえ、上記のとおり入札します。

平成 年 月 日

(住所)

(氏名)

復代理人

支出負担行為担当官

国立療養所沖縄愛楽園 事務部長 永田勝則 殿

入札内訳書

番号	品名	規格	単位	予定数量	単価(税抜き)
1	牛乳	1 8 0 m l	個	37,000	
2	牛乳大	9 4 6 m l	本	310	
3	無脂肪牛乳	1 8 0 m l	個	1,310	

サンプル

(別紙5)

委任状

平成 年 月 日

支出負担行為担当官

国立療養所沖縄愛楽園 事務部長 永田勝則 殿

委任者（競争参加者）

住所

氏名 ○○○○株式会社

代表取締役社長 ○○○○ 印

私は、下記の者を代理人と定め、貴園との間における下記事項に関する権限を委任します。

記

受任者（代理人）

住所

氏名 ○○○○株式会社△△支店

支店長 △ △ △ △

委任事項

1. 入札及び契約の締結に関する事
2. 入札保証金及び契約保証金の納付及び還付に関する事
3. 契約物品の納入及び取り下げに関する事
4. 契約代金の請求及び受領に関する事
5. 復代理人の選任に関する事
6. その他上記に付随する一切の事

委任期間

平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日

受任者（代理人）使用印

受任者使用印

受任者使用印

(別紙5)

委任状

平成 年 月 日

支出負担行為担当官

国立療養所沖縄愛楽園 事務部長 永田勝則 殿

委任者（競争参加者）

住所

氏名

私は、下記の者を代理人と定め、貴園との間における下記事項に関する権限を委任します。

記

受任者（代理人） 住所
氏名

委任事項

1. 入札及び契約の締結に関する事
2. 入札保証金及び契約保証金の納付及び還付に関する事
3. 契約物品の納入及び取り下げに関する事
4. 契約代金の請求及び受領に関する事
5. 復代理人の選任に関する事
6. その他上記に付随する一切の事

委任期間 平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日

受任者（代理人）使用印

受任者使用印

サンプル

(別紙6)

委任状

平成 年 月 日

支出負担行為担当官

国立療養所沖縄愛楽園 事務部長 永田勝則 殿

委任者（競争参加者）

住所

氏名 ○○○○株式会社

代表取締役社長 ○○○○ 印

私は、下記の者を代理人と定め、貴園との間における下記事項に関する権限を委任します。

記

受任者（代理人）

住所

氏名 ○○○○株式会社

△ △ △ △

委任事項 入札に関する一切の権限

委任期間 平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日

受任者（代理人）使用印

受任者使用印

受任者使用印

(別紙6)

委 任 状

平成 年 月 日

支出負担行為担当官
国立療養所沖縄愛楽園 事務部長 永田勝則 殿

委任者（競争参加者）

住所
氏名

私は、下記の者を代理人と定め、貴園との間における下記事項に関する権限を委任します。

記

受任者（代理人） 住所
氏名

委任事項 入札に関する一切の権限

委任期間 平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日

受任者（代理人）使用印

受任者使用印

(別紙7)

委 任 状

私は××××を〇〇〇〇株式会社代表取締役社長〇〇〇〇（競争参加者）の復代理人と定め、平成 年 月 日貴園において執行される「〇〇〇〇」の入札に関する下記の権限を委任します。

記

委任事項 入札に関する一切の権限

委任期間 平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日

受任者（復代理人）使用印

受任者使用印

平成 年 月 日

(住所)
(氏名) 〇〇〇〇株式会社△△支店
支店長△ △ △ △ 印

支出負担行為担当官
国立療養所沖縄愛楽園 事務部長 永田勝則 殿

(別紙7)

委 任 状

私は を (競争参加者) の
復代理人と定め、平成 年 月 日貴園において執行される「平成30年度(4月
～翌年3月)分牛乳類」の入札に関する下記の権限を委任します。

記

委任事項 入札に関する一切の権限

委任期間 平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日

受任者(復代理人)使用印

受任者使用印

平成 年 月 日

(住所)

(氏名)

支出負担行為担当官

国立療養所沖縄愛楽園 事務部長 永田勝則 殿

保険料納付に係る申立書

当社は、直近2年間に支払うべき社会保険料（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会管掌のもの）、船員保険及び国民年金の保険料をいう。）及び直近2保険年度に支払うべき労働保険料（労働者災害補償保険及び雇用保険の保険料をいう。）について、一切滞納がないことを申し立てます。

なお、この申立書に虚偽内容が認められたときは、履行途中にあるか否かを問わず当社に対する一切の契約が解除され、損害賠償金を請求され、併せて競争参加資格の停止処分を受けることに異議はありません。

また、当該保険料の納付事実を確認するために関係書類の提示・提出を求められたときは、速やかに対応することを確約いたします。

平成____年____月____日

(住 所)

(名 称)

(代表者)

印

支出負担行為担当官

国立療養所沖縄愛楽園事務部長 永田勝則 殿

誓 約 書

☐ 私

☐ 当社

は、下記 1 及び 2 のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報警察に提供することについて同意します。

記

1 契約に相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

年 月 日

住所（又は所在地）

社名及び代表者名

※ 個人の場合は生年月日を記載すること。

※ 法人の場合は役員の氏名及び生年月日が明らかとなる資料を添付すること。

自己申告書

下記の内容について誓約いたします。

なお、この誓約書に虚偽があったことが判明した場合、又は報告すべき事項を報告しなかったことが判明した場合には、本契約を解除されるなど当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- 1 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- 2 過去1年以内に、当社又はその役員若しくは使用人が、業務に関し、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されていないこと。
- 3 契約締結後、当社又はその役員若しくは使用人が、業務に関し、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合には、速やかに報告すること。
- 4 前記1から3について、本契約について当社が再委託を行った場合の再委託先についても同様であること。

平成 年 月 日

住所

商号又は名称

代表者氏名

印

支出負担行為担当官

国立療養所沖縄愛楽園 事務部長 永田勝則 殿

単価契約書（案）

下記の物品の購入について、支出負担行為担当官国立療養所沖縄愛楽園事務部長 永田勝則（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、次の各条項により契約を締結する。

牛乳180ml 外 2点 別紙内訳書のとおり

本契約は単価による契約とし、契約単価は別紙内訳書のとおりとする。

別紙内訳書の消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、算出した額である。

この契約にかかる契約保証金は免除する。

（契約期間）

第1条 この単価契約期間は下記のとおりとする。

自 平成30年 4月 1日
至 平成31年 3月31日

ただし、本契約期間中に市価に著しい変動があるとき又は契約品目等の品質・形状等の変更並びに製造中止等の事案が生じたときは、甲・乙協議のうえ単価等を変更することができる。

（物品の納入場所）

第2条 納入場所は国立療養所沖縄愛楽園栄養管理室とする。

（売掛債権担保融資保証に係る譲渡禁止特約の解除）

第3条 乙（中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条に定める中小業者）は、本契によって生じる権利の全部又は一部を甲の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の2に規定する金融機関、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社及び信託業法（平成16年法律第154号）第2条第2項に規定する信託会社に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 乙が本契約により行うこととされた全ての給付を完了する前に、乙が前項ただし書きに基づいて、特定目的会社及び信託会社（以下「丙」という。）に債権の譲渡を行い、乙が甲に対し民法（明治29年法律第89号）第467条及び債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号）第2条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行い若しくは乙が特定債権等に係る事業の規制に関する法律（平成4年法律第77号）に規定する公告を行った場合にあっては、甲は次の各号に掲げる異議を留めるものと

する。

① 甲は、乙に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。

② 丙は、譲渡対象債権を第1項ただし書きに掲げる者以外者に譲渡し又はこれに質権を設定しその他債権の帰属並びに行使を害すべきことはできないこと。

③ 甲は、債権譲渡後も、乙との協議のみにより、納地の変更、契約金額の変更その他契約内容の変更を行うことがあり、この場合、丙は異議を申し立てないものとし、当該契約の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合には、もっぱら乙と丙との間において解決されなければならないこと。

3 第1項ただし書きに基づいて乙が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、甲が行う支弁の効力は、予算決算及び会計令〈昭和22年勅令第165号〉第42条の2に基づき、甲が同令第1条第3号に規定するセンター支出官に対して支出の決定の通知を行ったときに生ずるものとする。

4 乙は、前項のただし書きの規程による債権譲渡をすることとなったときは、速やかにその旨を甲に届け出なければならない。

（所有権移転前の損害の負担）

第4条 物品を甲の指定する場所に納入し、第5条に規定する検査を完了するまでの間において、物品上に生じた損害については、その損害が甲が負うべき重大な過失による場合の外は、甲はその補償の責任を負わない。

（納入及び検査）

第5条 乙は契約物品を納入しようとするときは、その旨を甲に通知した後、甲の指定する場所に搬入しなければならない。搬入に要する費用は、乙の負担とする。

2 乙が搬入を終了したときは、甲は遅滞なく立ち会いのうえ現品を確認し、指定の場所に納入させるものとする。

3 甲は納入のあった日から10日以内に検査を完了しなければならない。

4 検査完了後は、甲は物品の引き渡し完了した旨を乙に通知しなければならない。

（不合格品の引き取り）

第6条 物品の品質・構造・形状は、甲の検査に合格するものでなければならない。なお、検査の結果、不合格の場合は取替えなければならない。

2 前項の取り替えをした場合であっても納期に遅れることはできない。

3 検査のため物品の性能・形状を変じ、又は消耗した場合でもその損失はすべて乙の負担とし、契約数量中にこれを算入しない。

（納入前の調査）

第7条 甲は必要がある場合は、乙の事務所及び契約物品の製造又は保管場所を視察し必要な指導監督を行い、関係書類を調査することができる。

（過納品の引き取り）

第8条 納入物品に不合格又は過納品があった場合は、甲の指定した期限内に乙はこれを引

取らなければならない。もし、引取らないときは、甲はこれを他所に運搬することもあり、この場合乙はこれを拒むことができないのみならず、この費用及び甲が受ける損害を負担するものとする。

（納入期限の延伸）

第9条 乙の責に帰する事由により納期までに納入を完了することができない場合で、納期後に納入する見込みのあるときは、甲は乙から遅滞料を徴収して納期を延長することができる。

2 前項の遅滞料は、納期の翌日から起算して履行した日までの回数に応じて、1日につき遅延となった部分に相当する額に対して、100分の1の率により算出した額とする。

3 天災、その他乙の責に帰しがたい事由により、納期内に物品を納入することができないときは、納期日までに乙はその事由を詳記して納期の延長を請求することができる。甲はその事由が正当と認めた場合は、これを許可し納期を延長することができる。

（契約代金の支払の時期及び方法）

第10条 甲は適法な支払請求書を受領した日から起算して30日（以下「支払期日」という。）以内に契約代金を支払うものとする。

（支払遅延に対する遅延利息の額）

第11条 甲が前条第2項に定める約定期間内に支払をしないときは、天災その他やむを得ない事由による場合を除き、約定期間満了の日の翌日から起算して支払いをする日までの日数に応じ、その支払金額に対して政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十六号）第八条第一項の規定に基づく政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率（昭和二十四年十二月大蔵省公示第九百九十一号）で計算した額を遅延利息として支払わなければならない。ただし、その額が100円未満のときは支払わない。

（甲の解除権）

第12条 甲は乙が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

一 乙が納期までにこの契約を履行する見込みがないとき。

二 乙が第3条の規定に違反したとき。

三 前2号に掲げる場合のほか、乙が契約に違反したことにより、契約の目的を達することができないと認められるとき。

四 刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき（乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。

五 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第8条の4第1項の規定による必要な措置を命ぜられたとき、同法第49条第1項に規定する排除措置命令又は同法第50条第1項の規定に規定する納付命令が行われたとき、並びに同法第53条第1項の規定による審判手続きを開始されたとき。

（乙の解除権）

第13条 乙は甲が契約に違反したことにより、納入が不可能となったときは、この契約の全部若しくは一部を解除することができる。

（賠償金）

第14条 乙は、この契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、甲に生じた実際の損害額又はこの契約が第1条に規定する契約期間の終期まで継続した場合に甲が支払うべき金額（契約期間を定めない場合は契約代金額）の10分の1に相当する額のいずれか多い額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。

一 第12条第4号の刑が確定したとき。

二 公正取引委員会が、乙に対して独占禁止法第49条第1項に規定する排除措置命令又は、第50条の第1項に規定する納付命令を行い、当該命令が同法第49条第7項又は第50条第5項の規定により、確定したとき。

三 公正取引委員会が、乙に対して独占禁止法第65条、第66条第1項、第2項又は第3項並びに第67条の規定による審決（同法第66条第3項による原処分を取り消す審決及び第67条第2項による該当する事実がなかったと認める場合の審決を除く。）を行い、当該審決が確定したとき（独占禁止法第77条の規定により、この審決の取消しの訴えが提起されたときを除く。）

四 公正取引委員会が乙に刻して行った審決に対し、乙が独占禁止法第77条の規定により提起した審決取消しの訴えについて請求棄却又は訴え棄却の判決が確定したとき。

2 乙は契約の履行を理由として、前項の賠償金を免れることができない。

3 甲は第12条第1項一、二、三の規定により契約を解除した場合において損害を生じたときは乙に対して損害賠償を請求することができる。

4 乙は第13条の規定により契約を解除したときは、乙が直接受けた損害額を甲に請求することができる。

5 前4項によるほか、別に法令（製造物責任法等）の規定がある場合にはその法令の規定によるものとする。

（談合等の不正行為に係る解除）

第15条 甲は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

一 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の2第18項若しくは第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

二 乙又は乙の代理人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき（乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。

2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

（談合等の不正行為に係る違約金）

第16条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金（損害賠償金の予定）として、甲の請求に基づき、請負（契約）金額（本契約締結後、請負（契約）金額の変更があった場合には、変更後の請負（契約）金額）の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

一 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

二 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

三 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

四 乙または乙の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額の100分の10に相当する額のほか、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

一 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項及び第7項の規定による納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

二 当該刑の確定において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

三 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

3 乙は、契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。

4 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

（違約金に関する遅延利息）

第17条 乙が前条に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

（属性要件に基づく契約解除）

第18条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せした場合において、甲に損害が生じたときは、本契約を解除することができる。

（1）法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員または支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(行為要件に基づく契約解除)

第19条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為。
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為。
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為。
- (4) 偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為。
- (5) その他前各号に準ずる行為。

(表明確約)

第20条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約しなければならない。

2 乙は、前2条各号の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が委員次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）及び再委託者（再委託以降のすべての受託者を含む。）並びに自己又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下に同じ。）としないことを確約しなければならない。

(下請負契約等に関する契約解除)

第21条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が下請負人等が解除対象であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、または正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(契約解除に基づく損害賠償)

第22条 甲は、第18条、第19条及び第21条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何らの賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第18条、第19条及び第21条第2項の規定により本契約を解除することができる。

(不当介入に関する通報・報告)

第23条 乙は、自らまたは下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼう

ゴロ等の反社会的勢力から不当要求または業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、または下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

（再委託）

第24条 乙は、委託業務の全部を第三者に委託することはできない。

2 乙は、再委託する場合には、様式1により甲に再委託に係る承認申請書を提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該再委託が50万円未満の場合は、この限りでない。

3 乙は、委託業務の一部を再委託するときは、再委託した業務に伴う当該第三者（以下「再委託者」という。）の行為について、甲に対しすべての責任を負うものとする。

4 乙は、委託業務の一部を再委託するときは、乙がこの契約を遵守するために必要な事項について本委託契約書を準用して、再委託者と約定しなければならない。

（再委託先の変更）

第25条 乙は、再委託先を変更する場合、当該再委託が前条第2項ただし書に該当する場合を除き、様式2の再委託に係る変更承認申請書を甲に提出し、その承認を受けなければならない。

（履行体制）

第26条 乙は、再委託の相手方からさらに第三者に委託が行われる場合には、当該第三者の商号又は名称及び住所並びに委託を行う業務の範囲を記載した別紙1の履行体制図を甲に提出しなければならない。

2 乙は、別紙1の履行体制図に変更があるときは、速やかに様式3により履行体制図変更届出書を甲に届け出なければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合については、届出を要しない。

（1）受託業務の実施に参加する事業者（以下「事業参加者」という。）の名称のみの変更の場合。

（2）事業参加者の住所の変更のみの場合。

（3）契約金額の変更のみの場合。

3 前項の場合において、甲は本契約の適正な履行の確保のため必要があると認めたときは、乙に対して変更の理由等の説明を求めることができる。

（瑕疵担保）

第27条 甲は、納入現品について納入後1年以内に隠れた瑕疵を発見したときは、直ちに乙に期限を指定して他の良品と引き換えさせ、若しくは修理させ、又は損害賠償金を支払わせることができる。

（厚生労働省所管法令違反に係る報告）

第28条 乙は、乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合は、速やかに甲に報告する。

（厚生労働省所管法令違反に係る契約解除）

第29条 甲は、次の各号の一に該当する事由が生じたときは、催告その他の手続を要せず、乙に対する書面による通知により、本契約の全部又は一部を解除することができる。

（1）乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されたとき。

（2）乙が本契約締結以前に甲に提出した、厚生労働省所管法令違反に関する自己申告書に虚偽があったことが判明したとき。

（3）乙が、乙又はその役員若しくは使用人が第1号の状況に至ったことを報告しなかったことが判明したとき。

2 本契約の再委託先について前項の状況に至った場合も、同様とする。

（厚生労働省所管法令違反に係る違約金）

第30条 第29の規定により甲が契約を解除した場合、乙は、違約金として、甲の請求に基づき、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

2 乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。

3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

（紛争の解決方法）

第31条 この契約について甲・乙間に紛争又は疑義が生じたときは、甲及び乙は誠意を持ってその解決にあたるものとし、なお解決できない場合は必要に応じて甲・乙協議の上選定した者に調停を依頼する。

（補則）

第32条 この契約に定めのない事項については必要に応じて甲・乙協議して定める。

上記の契約締結を証するため本書2通を作成し、双方記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成 年 月 日

発注者（甲）沖縄県名護市字済井出1192番地
支出負担行為担当官
国立療養所沖縄愛楽園事務部長 永田勝則

受注者（乙）

内 訳 書

[illegible]